

日本学生支援機構奨学金 在学届の提出について

奨学金の貸与終了後、以下に該当する場合は、「在学届」の提出により、その卒業（修了）予定期まで返還が猶予されます（在学猶予）。希望者は下記方法のとおり手続きを行ってください。

- 以前の学校で奨学金を貸与していたが、新たに京都大学へ入（進）学した場合
（ただし、予約採用により採用候補者となり、「進学届」において前奨学生番号を入力した（する）場合は、必要ありません。）
- 以前奨学金を貸与していたが、休学、留年、留学により引き続き在学する場合
（在学猶予期間後、引き続き在学する場合も再度年度ごとに「在学届」の提出が必要です。）

平成 26 年度 京都大学における「在学届」の提出方法

京都大学ホームページより届出フォーム（xls）をダウンロードし、必要事項を入力の上、メール添付（届出先メールアドレスは同ページに掲載）にて提出してください。

■京都大学ホームページ：ホーム>教育>学生生活>授業料・免除・奨学金>奨学金

「お知らせ」の「日本学生支援機構：上記以外」

京都大学 奨学金 お知らせ

検索

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogaku/>

「在学届の提出」に関するお知らせ

■提出締切日：4月25日（金）

※上記提出締切以降も今年度毎月 20 日締切で受け付けますが、返還開始の到来（貸与終了後又は前回の在学猶予期間終了後、7ヶ月目）は各自で注意してください。

作成時の OS
は Windows

届出フォームの
ダウンロード

必要事項の
入力

メールによる
提出



在学届を提出しないと、**返還が開始します！**

※返還開始は、貸与終了（又は前回の在学猶予期間終了）後、7ヶ月目から返還が始まります。

●初回の返還が振替不能とならないよう注意

例）平成 26 年 3 月貸与終了：平成 26 年 10 月返還開始

■問合せ先■

学務部学生課奨学掛

（吉田キャンパス本部構内 附属図書館南 赤レンガ建物2階）

TEL：075-753-2535

日本学生支援機構
JASSO

日本学生支援機構奨学金の
貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。
在学届をまだ提出されていない方は、至急在学校へ届け出てください。

在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ
<http://www.jasso.go.jp/bondans/index.html> に掲載されています。
在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて
貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合 ⇒ 在学している学校に 「在学届」を提出		◆在学猶予を希望しない場合 （返還が始まります） ⇒ リレー口座振入の手続き ⇒ 初回の返還が振替不能と ならないよう注意
---	--	---

<在学猶予に該当するのは…>
① 奨学金を借りていた方が進学した場合は
② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止を含む）後も引き続き学校に在学（留年を含む）している場合は
③ 在学猶予が終了する際には、返還期前日に出席するなどにより、返還に関する振替事項を確認してください。

※試験生・研究生・選科課程生・科目履修生等の場合は在学猶予の対象となりません。